

事業者の講ずべき措置等				
	危険防止措置 法20条、21条 義務規定	健康障害防止措置 法22条 義務規定	労働者に関連する必要な措置等 法23条、24条、25条 義務規定	労働者の救護に関する措置等 法25条の2 第1項 義務規定
規定 条文	事業者は、次の 危険を防止 するため必要な措置を講じなければならない。 ①機械、器具その他の設備（以下「 機械等 」という。）による危険 ②爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険 ③電氣、熱その他のエネルギーによる危険 ④掘削、採石、荷役、伐木等の業務における 作業方法 から生ずる危険 ⑤労働者が 墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等 に係る危険	事業者は、次の 健康障害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。 ①原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害 ②放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害 ③ 計器監視、精密工作等の作業 による健康障害 ④排気、排液又は残さい物による健康障害	①事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、 通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に 必要な措置その他 労働者の健康、風紀及び生命の保持 のため必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、 労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。 ③事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、 直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等 必要な措置を講じなければならない。	建設業 その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、 爆発、火災等 が生じたことに伴い 労働者の救護に関する措置 がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ① 労働者の救護 に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと ② 労働者の救護 に関し必要な事項についての訓練を行うこと ③上記①・②に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、 労働者の救護 に関し必要な事項を行うこと

	事業者の行うべき調査等 法28条の2 努力義務規定	元方事業者の講ずべき措置等 法29条 義務規定	建設業に属する事業の元方事業者 法29条の2 義務規定	特定元方事業者等の講ずべき措置 法30条第1項 義務規定
規定 条文	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は 作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査 し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、 労働者の危険又は健康障害を防止 するため必要な措置を講ずるよう 努めなければならない 。 ただし、当該調査のうち、 化学物質、化学物質を含有する製剤 その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの 以外 のものについては、 製造業 その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。	①元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に 違反しないよう必要な指導 を行わなければならない。 ②元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、 是正のため必要な指示 を行わなければならない。 ③②の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。	建設業 に属する事業の元方事業者は、 土砂等が崩壊 するおそれのある場所、 機械等が転倒 するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る 危険を防止するための措置 が適正に講ぜられるように、 技術上の指導 その他の必要な措置を講じなければならない。	特定元方事業者 は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が 同一の場所において行われること によって生ずる 労働災害を防止 するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 ① 協議組織の設置及び運営 を行うこと ② 作業間の連絡及び調整 を行うこと ③ 作業場所を巡視 すること ④関係請負人が行う 労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助 を行うこと ⑤仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の間に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

	製造業等の元方事業者が講ずべき措置 法30条の2第1項 義務規定	機械等貸与者等の講ずべき措置等 法33条 義務規定	建築物貸与者等の講ずべき措置 法34条 義務規定	重量表示 法35条 義務規定
規定 条文	製造業 その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が 同一の場所において行われること によって生ずる 労働災害を防止 するため、 作業間の連絡及び調整 を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。	①機械等で、政令で定めるものを他の事業者 ^{（以下「機械等貸与者」という。）} に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「 機械等貸与者 」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該 機械等による労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。 ②機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該 機械等の操作による労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。 ③②の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が②の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	建築物で、政令で定めるものを他の事業者 ^{（以下「建築物貸与者」という。）} に貸与する者（以下「 建築物貸与者 」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該 建築物による労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。	一の貨物で、重量が トン以上 のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその 重量を表示 しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

注文者の講ずべき措置				
	特定事業の仕事を自ら行う注文者 法31条 義務規定	化学物質製造等の仕事の注文者 法31条の2 義務規定	特定作業に係る仕事を自ら行う発注者 法31条の3 義務規定	違法な指示の禁止 法31条の4 義務規定
規定 条文	特定事業の仕事 を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「 建設物等 」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該 労働者の労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。 ただし、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。	化学物質、化学物質を含有する製剤 その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の 労働者の労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。	建設業 に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（「 特定作業 」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての 労働者の労働災害を防止 するため必要な措置を講じなければならない。	注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に 違反することとなる指示をしてはならない 。